様式第１号（第６条関係）

（その１）

富山市住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振替依頼書

　　年　　　月　　　日

（宛先）富山市社会福祉事務所長

　　　　　　　　　依頼者　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　（家主又は管理業者等）　氏名又は名称及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第６条第２項の規定により、次のとおり代理納付を依頼します。なお、富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱及び裏面の事項について理解し、承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保護者 | 氏名 | |  |
| 住所 | |  |
| 家主 | 氏名（名称及び代表者氏名） | |  |
| 住所（所在地） | |  |
| 管理業者等 | 氏名（名称及び代表者氏名） | |  |
| 住所（所在地） | |  |
| 代理納付を必要とする理由 | | | 要綱第３条　第１号・第２号・第３号　に該当 |
| 詳細 |
| 住宅扶助費等 | | 家賃等料（月額又は年額） | 円（月額・年額）  （日割家賃　　月分　　　　　　円　） |
| 共益費 | 円（月額）  （日割共益費　　月分　　　　　円　） |
| 敷金等 | 円  （＊うち住宅扶助費認定額　　　　　　　円） |
| 契約更新料等 | 円  （＊うち住宅扶助費認定額　　　　　　　円） |

\* 社会福祉事務所記入欄

次の口座へ振り込み願います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・信用金庫  　　　　　　　　　農協・信用組合 | | 本店・支店  　　　　　　　　　　　出張所 | | | | | | |
| 口座種別 | 普通・当座・（　　　） | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （フリガナ） | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |

（被保護者同意欄）

　　私は、社会福祉事務所長が私に代わり住宅扶助費等を代理納付することに同意します。また、代理納付の実施に必要な範囲内で、私に係る個人情報を家主又は管理業者等へ提供することに同意します。

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【代理納付を実施する上での制約・協力等の同意事項】

１　社会福祉事務所から支給する家賃等は、生活保護基準内の住宅扶助額であり、基準を超える家賃等分は支給されません。

２　社会福祉事務所は、当該月分の家賃等及び共益費について、原則として当該月の４日に支給手続を行います。

３　契約更新料等の代理納付を希望する場合は、更新の都度、申請してください。

４　代理納付した住宅扶助費は、当該月分の家賃等及び共益費とし、過去の滞納分に充当することはできません。

５　社会福祉事務所は、次に掲げる事由が発生した場合は、代理納付額を変更し、又は代理納付を終了します。

(1) 被保護者に対して、生活保護の廃止又は停止の決定がされた場合

(2) 代理納付を実施している被保護者の収入の発生、増加、世帯員の減少等により、支給する住宅扶助額が家賃等相当額に満たない若しくは満たないと見込まれる場合

(3) 入院等により住宅扶助費の認定が取消しとなる場合

(4) 被保護者と家主又は管理業者等（以下「家主等」という。）の一方が、書面により代理納付の終了の意思を表した場合。ただし、原則として家賃等の滞納を原因に代理納付を適用した被保護者であって代理納付適用前の滞納家賃等を支払っていないものについては、被保護者の意思では代理納付を中止できません。

(5) 被保護者と家主等との間に賃貸借契約が継続しない場合

(6) 家主等に変更があった場合において、代理納付を継続するときは、再度所定の手続を行ってください。

(7) その他代理納付を継続しがたい事由が発生した場合

６　賃借人との賃貸借契約内容に重要な変更があった場合は、家主等は社会福祉事務所に速やかに届け出るものとします。

７　家賃等及び共益費の支払いに関すること及び賃貸借契約関係の変更等により発生する問題について、社会福祉事務所は一切責任を負いません。

８　保護の変更、停止、廃止その他の事由により、既に代理納付した家賃等及び共益費の全部又は一部が過払いとなり、社会福祉事務所から戻入の通知があった場合は、依頼主は速やかに過払いとなった家賃等及び共益費を返還しなければなりません。

【添付書類】

１　被保護者（賃借人）の家賃等及び共益費に係る賃貸借契約書の写し

２　家主と管理会社の委託関係が確認できる書類（家主から家賃等及び共益費の集金を委託されている不動産管理会社に住宅扶助費を支払う場合）

３　敷金等又は契約更新料等については内訳（敷金、権利金、礼金、不動産手数料、更新手数料、火災保険料、保証料など）が記載されている請求書等の写し